

災害対策基本法に伴う道路啓開訓練を行いました！

大規模な地震や大雪における災害発生時において、道路啓開のため放置車両等を移動させる訓練に取り組みました！

日時：平成28年11月9日（水）13:30～15:00

場所：北大阪維持出張所

内容：災害対策基本法に基づく車両移動に関する概要説明・記録表の記入方法の説明・車両移動実地訓練



【目的】平成26年に災害対策基本法の一部が改正され、道路管理者自らが災害発生時に放置車両等の移動が可能となりました。大阪国道事務所職員及び道路維持業者を対象に、災害対策基本法の手続きの確認や放置車両等の移動訓練など、大規模災害等に備え道路啓開訓練を実施しました。



災害対策基本法の手続きの説明状況



道路啓開訓練状況



車両移動状況